

1-1. ばいじんの排出基準

令別表 第1の2 の項番 号	施設の種類		規模	新設施設 の基準値 (g/m <sup>3</sup> N)		省令別表 第2の項 番号		
				一般	特別			
1	石炭燃焼ボイラー		以下のいずれか ①伝熱面積が1㎡以上 ②バーナーの燃焼の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上	伝熱面積が10㎡以上であって、 固体燃料を燃焼させるもの	排出ガス量が20万㎡以上	0.10	0.05	4
					排出ガス量が4万㎡以上 排出ガス量が4万㎡未満	0.20	0.10	4
					排出ガス量が4万㎡未満	0.30	0.15	4
				触媒再生塔に附属するもの		0.20	0.15	5
				伝熱面積が1㎡未満であって、 固体燃料を燃焼させるもの	排出ガス量が4万㎡以上 排出ガス量が4万㎡未満	0.30	0.15	6
				0.30	0.20	6		
3	焙焼炉	原料の処理能力が1時間当たり1t以上	排出ガス量が4万㎡以上	0.10	0.05	9		
			排出ガス量が4万㎡未満	0.15	0.10	9		
				0.15	0.10	11		
4	工業金の製造 の用に供する 各種炉	原料の処理能力が1時間当たり1t以上	焙焼炉	排出ガス量が4万㎡以上	0.20	0.10	12	
			焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)	排出ガス量が4万㎡未満	0.25	0.15	12	
			煅焼炉	高炉	0.05	0.03	13	
			高炉以外	0.15	0.08	14		
				0.10	0.08	15		
			排出ガス量が4万㎡以上	0.10	0.05	16		
			排出ガス量が4万㎡未満	0.20	0.10	16		
5	溶解炉	以下のいずれか ①火格子面積が1㎡以上 ②羽口面断面積が0.5㎡以上 ③バーナーの燃焼の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上 ④変圧器の定格容量が200kVA以上	排出ガス量が4万㎡以上	0.10	0.05	17		
			排出ガス量が4万㎡未満	0.20	0.10	17		
9	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び熔融炉		以下のいずれか ①火格子面積が1㎡以上 ②バーナーの燃焼の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上 ③変圧器の定格容量が200kVA以上		0.10	0.05	24	
13	廃棄物焼却炉		以下のいずれか ①火格子面積が2㎡以上 ②焼却能力が1時間当たり200kg以上	焼却能力が1時間当たり4,000kg以上	0.04		26	
				焼却能力が1時間当たり2,000kg以上4,000kg未満	0.08		26	
				焼却能力が1時間当たり2,000kg未満	0.15		26	
14	銅、鉛、亜鉛の 製錬の用に供 する各種炉	以下のいずれか ①原料の処理能力が1時間当たり0.5t以上 ②火格子面積が0.5㎡以上 ③羽口面断面積が0.2㎡以上 ④バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり20L以上であること。	焙焼炉	排出ガス量が4万㎡以上	0.10	0.05	38	
			焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)	排出ガス量が4万㎡未満	0.15	0.08	38	
			溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)		0.15	0.10	39	
			転炉		0.15	0.08	40	
					0.15	0.08	41	
			溶解炉	排出ガス量が4万㎡以上	0.10	0.05	42	
	排出ガス量が4万㎡未満	0.20	0.10	42				
	排出ガス量が4万㎡以上	0.15	0.08	43				
	乾燥炉	排出ガス量が4万㎡未満	0.20	0.10	43			
24	鉛の二次精錬 の用に供する 溶解炉	鉛の二次精錬用の溶解炉	以下のいずれか ①バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり10L以上であること。 ②変圧器の定格容量が20kVA以上	排出ガス量が4万㎡以上	0.10	0.05	50	
				排出ガス量が4万㎡未満	0.20	0.10	50	

1-2. 有害物質(NOx以外)の排出基準

令別表 第1の 2の項 番号	施設の種類		規模	新設施設の基準値		
				Cd及びその化合物(mg/m <sup>3</sup> N)	塩化水素(mg/m <sup>3</sup> N)	Pb及びその化合物(mg/m <sup>3</sup> N)
1	石炭燃焼ボイラー		以下のいずれか ①伝熱面積が1m <sup>2</sup> 以上 ②バーナーの燃焼の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上			
3		焙焼炉	原料の処理能力が1時間当たり1t以上			
		焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)				
		煨焼炉				
4	工業金の製造の用に供する各種炉	溶鋳炉(溶鋳用反射炉を含む。)				
		転炉				
		平炉				
5		溶解炉	以下のいずれか ①火格子面積が1m <sup>2</sup> 以上 ②羽口面断面積が0.5m <sup>2</sup> 以上 ③バーナーの燃焼の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上 ④変圧器の定格容量が200kVA以上			
9	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉		以下のいずれか ①火格子面積が1m <sup>2</sup> 以上 ②バーナーの燃焼の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上 ③変圧器の定格容量が200kVA以上			
13	廃棄物焼却炉		以下のいずれか ①火格子面積が2m <sup>2</sup> 以上 ②焼却能力が1時間当たり200kg以上		700	
14	銅、鉛、亜鉛の製錬の用に供する各種炉	焙焼炉	以下のいずれか ①原料の処理能力が1時間当たり0.5t以上 ②火格子面積が0.5m <sup>2</sup> 以上 ③羽口面断面積が0.2m <sup>2</sup> 以上 ④バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり20L以上であること。	1.0		10
		焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)				30
		溶鋳炉(溶鋳用反射炉を含む。)				30
		転炉				10
		溶解炉				10
		乾燥炉				10
24	鉛の二次精錬の用に供する溶解炉	鉛の二次精錬用の溶解炉	以下のいずれか ①バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり10L以上であること。 ②変圧器の定格容量が20kVA以上			10

1-3. NOxの排出基準

令別表第1の2の項番号	施設の種類	規模	新設施設の基準値(ppm)	省令別表第3の2の項番号	
1	石炭燃焼ボイラー	以下のいずれか ①伝熱面積が1㎡以上 ②バーナーの燃焼の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上	伝熱面積が10㎡以上であって、固体燃料を燃焼させるもの 排ガス量が70万㎡以上	60	2
			排ガス量が4万㎡以上 排ガス量が4万㎡未満	100	2
3	焙焼炉 焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)	原料の処理能力が1時間当たり1t以上	伝熱面積が1㎡未満であって、固体燃料を燃焼させるもの	350	6
			220	5	
4	工業金の製造の用に供する各種炉 溶鋳炉(溶鋳用反射炉を含む。)	原料の処理能力が1時間当たり1t以上	220	6	
			200	7	
5	溶解炉	以下のいずれか ①火格子面積が1㎡以上 ②羽口面断面積が0.5㎡以上 ②バーナーの燃焼の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上 ③変圧器の定格容量が200kVA以上	100	8	
			180	9	
9	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉	以下のいずれか ①火格子面積が1㎡以上	250	17	
13	廃棄物焼却炉	以下のいずれか ①火格子面積が2㎡以上 ②焼却能力が1時間当たり200kg以上	排出ガス量が10万㎡以上	250	17
			排出ガス量が10万㎡未満	350	17
14	銅、鉛、亜鉛の製錬の用に供する各種炉 焙焼炉 焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)	以下のいずれか ①原料の処理能力が1時間当たり0.5t以上 ②火格子面積が0.5㎡以上 ③羽口面断面積が0.2㎡以上 ④バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり20L以上であること。	浮遊回転燃焼式により焼却を行うもの(連続炉に限る。)	450	25
			ニトロ化合物、アミノ化合物もしくはシアノ化合物もしくはこれらの誘導体を製造し、もしくは使用する工程又はアンモニアを用いて排水を処理する工程から排出される廃棄物を焼却するもの(排ガス量が4万㎡未満の連続炉に限る。)	700	26
14	銅、鉛、亜鉛の製錬の用に供する各種炉 転炉	以下のいずれか ①原料の処理能力が1時間当たり0.5t以上 ②火格子面積が0.5㎡以上 ③羽口面断面積が0.2㎡以上 ④バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり20L以上であること。	前2項に掲げるもの以外(連続炉以外のものにあつては、排出ガス量が4万㎡以上のものに限る。)	250	27
			220	28	
14	銅、鉛、亜鉛の製錬の用に供する各種炉 溶解炉	以下のいずれか ①原料の処理能力が1時間当たり0.5t以上 ②火格子面積が0.5㎡以上 ③羽口面断面積が0.2㎡以上 ④バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり20L以上であること。	亜鉛の精錬の用に供する鋳滓処理炉(石炭又はコークスを燃料及び還元剤として使用するものに限る。)	220	29
			前項に掲げるもの以外の溶鋳炉	450	30
14	銅、鉛、亜鉛の製錬の用に供する各種炉 乾燥炉	以下のいずれか ①原料の処理能力が1時間当たり0.5t以上 ②火格子面積が0.5㎡以上 ③羽口面断面積が0.2㎡以上 ④バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり20L以上であること。	アンモニアを還元剤として使用するものに限る。	100	31
			前項に掲げるもの以外の溶解炉	330	32
24	鉛の二次精錬の用に供する溶解炉	以下のいずれか ①バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり10L以上であること。 ②変圧器の定格容量が20kVA以上	180	33	
			180	34	
24	鉛の二次精錬の用に供する溶解炉	以下のいずれか ①バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり10L以上であること。 ②変圧器の定格容量が20kVA以上	180	40	

## 2. VOCの排出基準

	令別表第1の 2の項番号	VOC規制対象施設	排出基準	経過措置
1	1	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設(揮発性有機化合物を蒸発させるためのものに限る。以下同じ。)	600ppm	
2	2	塗装施設(吹付塗装を行うものに限る。)のうち自動車製造の用に供するもの	400ppm	平成18年4月1日において現に設置されているもの(設置の工事が着手されているものを含む。) 700ppm
3	2	塗装施設(吹付塗装を行うものに限る。)のうち前項に掲げるもの以外のもの	700ppm	
4	3	塗装の用に供する乾燥施設(吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。)のうち木材又は木製品(家具を含む。)の製造の用に供するもの	1,000ppm	
5	3	塗装の用に供する乾燥施設(吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。)のうち前項に掲げるもの以外のもの	600ppm	
6	4	印刷回路用銅張積層板、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又は包装材料(合成樹脂を積層するものに限る。)の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	1,400ppm	
7	5	接着の用に供する乾燥施設(前項に掲げるもの及び木材又は木製品(家具を含む。)の製造の用に供するものを除く。)	1,400ppm	
8	6	印刷の用に供する乾燥施設(オフセット輪転印刷に係るものに限る。)	400ppm	
9	7	印刷の用に供する乾燥施設(グラビア印刷に係るものに限る。)	700ppm	
10	8	工業の用に供する揮発性有機化合物による洗浄施設(当該洗浄施設において洗浄の用に供した揮発性有機化合物を蒸発させるための乾燥施設を含む。)	400ppm	
11	9	ガソリン、原油、ナフサその他の温度37.8度において蒸気圧が20キロパスカルを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク(密閉式及び浮屋根式(内部浮屋根式を含む。))のものを除く。)	6,000ppm	平成17年6月10日において現に設置されているもの(設置の工事が着手されているものを含む。)容量が2,000kL以上のものについて適用